

分方を勘考すべし。三州志來因概覽に云ふ。長享二年國主富樫次郎政親釋賊の爲に社稷湮没の後、賊徒共尾山に堡障を設け、所々に築壘割據して輔車唇齒をなす事、凡そ八十八年と云ふ。此の間尾山城代は下間筑前・七里參河・坪坂伯耆・同新五郎・杉浦壹岐・三林善四郎・平塚藤九郎・松永丹波・下間壽實法橋等也。といへり。平次按するに、杉浦壹岐支任者城代の主將なりしこと、前顯の書簡共にていぢぢるし。坪坂以下者其の旗下ならんか。尙追放すべし。

○本丸便殿

天正八年閏三月尾山毀城後、佐久間盛政の居城となし、賊徒共の建て置きたる本丸の佛堂をば、直に其の儘居室となし、盛政爰に居せしが、同十一年四月盛政の留守居より、羽柴秀吉公へ其の儘指上げ退去の後、吾が藩祖利家卿へ賜はり利家これに入城せられ、即ち本丸の舊佛堂を其の儘便室となし給へりと云ふ。關屋政春の古兵談に、本丸之廣間者、下間法橋之時之佛堂を其儘廣間に用ひて、高德公之時までありたり。廣間之上に藁包を棟木に結び附けあるを卸させ見給ふに、彌陀の像なり云々。とあり。按するに、是即ちそ

のかみ賊徒共の守護せし頃、本源寺の本尊なりしを、天正八年毀城の頃、賊徒共藁包となし、棟木に結び付け置きたるならんか。又は佐久間氏入城の後、佛堂を廣間に直されし時、かくはなし置かれたるにもあるべし。おもふに天正十三年閏八月、佐々成政征伐として秀吉公越中國へ出馬あり。成政降服して、新川郡を除く外三郡を利家卿へ賜はり、世子利長卿加賀國松任城より越中國射水郡守山へ入城し給ふ頃、同郡西田國泰寺の方丈の建物を守山に遷され、守山城の便殿とせられたり。其の時の印書等、今に國泰寺に傳來す。其の文如左。

當寺方丈儀、守山に取申候條、殘小寺並山林之事不可有異儀候者也。

後八月十一日

又左 利家 印

國泰寺 納所御中

御寺方丈之儀、守山に御用之儀に而被爲取候。然者殘候小寺共無別儀被爲參候。方丈之儀者小屋がけ成共可被成候。其寺内共之儀少も無別儀候旨、御印被爲參候條、若たれく兎角之儀申候共、御承引有間敷候。其上兎角之儀

申候はゞ、名字を極御注進可被成候。尙御使借に申候。恐惶謹言。

閏八月十一日

寺島甚之丞 名判

國泰寺侍者禪師

右等にも、國初の頃は、國主領主の居城迎も、城内の武備を専務となし、便殿建物は佛堂佛刹の古建物をば、其の儘用ひられたる事知られけり。享保十九年に有澤武貞が記載せし金澤圖譜にも、太守の御常居も、昔は御本城にて、往昔一向宗の御堂に其儘御座ありと云へり。或は云ふ。阿彌陀の本尊を御番衆見付け出して、芳春院殿是を信仰せられ、後に西末寺へ御預けありたりと云ふ。又城内會所或は作事所等は、古へ城内本丸に本源寺有りし時の、一向宗道場共の残りたるを其の儘用ひられ、今以て往古の儘なる古建物也。といへり。三州志來因概覽にも、下濠所割場會所は、皆古へ本源寺の時の支院を國初より其の儘にて用ひられ、焼失もなく今に至り、數百年前の遺材と云ふ。今猶割場に後堂と呼べる所ありと。是等も古寺の遺號成るべし。といへり。今按するに、右建物は明治廢藩の後、陸軍營所と成り

し後、取毀られたり。

○本丸居室

異本末守記に云ふ。天正十一年九月十一日の未刻に、能登末守よりの注進として山田仁左衛門と云ふ者參着す。金澤の諸士今夜の内に末守へ馳せ付くやうにとのよし觸れ廻され利家卿ははや御本丸御居間にて物具を召し、上帯の先を切つて捨て、御討死と覺悟し給ふ。御前様、腕斗蛇、かち栗を三方に載せ持ち出で、御壽き被成、未の刻に出馬し給ふ云々。箕浦高良筆記に云ふ。此の時金澤の城にて末森後卷の評定云々。不破彦三被申は、十死一生の後卷也云々。利家卿、尤も也、はや出ると被仰、奥へ御入。家老衆、是は人勢立の様子もなく如何とて、彦三申上候と子小姓衆を以申。鈴の間にて追付、爾々と申云々。とあり。鈴の間は表と奥との境なる間なるべし。又村井長明の陳善錄に、大納言様奈古屋陣より御歸、十一月に金澤へ御下向被成。翌正月年頭御禮、大身・小身共紙子にて出仕可致旨被仰出。御禮錢は御一家衆・年寄衆其外大身衆は壹貫文、其外二三千石より下は五百文也。御小姓・馬廻衆は三百文又は貳百文